



TEL 082-227-3331

FAX 082-227-3453

〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

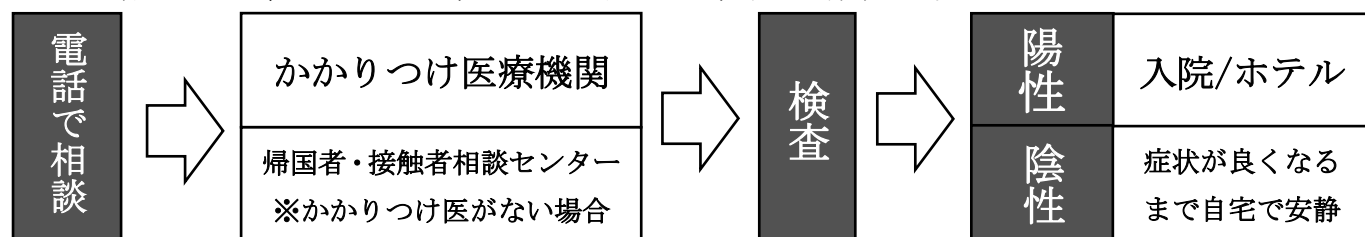
ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com>E-mail yr@yoshidaroumu.com

(訂正版) 1月28日より待期期間が10日から7日に変更になりました

新型コロナウイルスに感染した時の対応

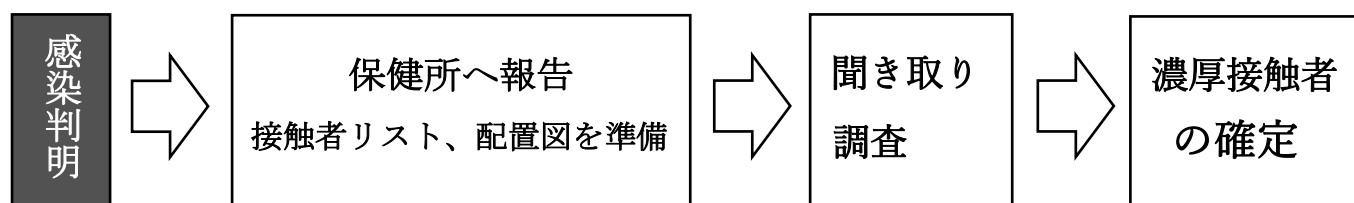
1. いつもと体の調子が違うと感じたら

上司に報告して仕事を休み、事前連絡の上、医療機関を受診



2. 従業員に感染が判明したら

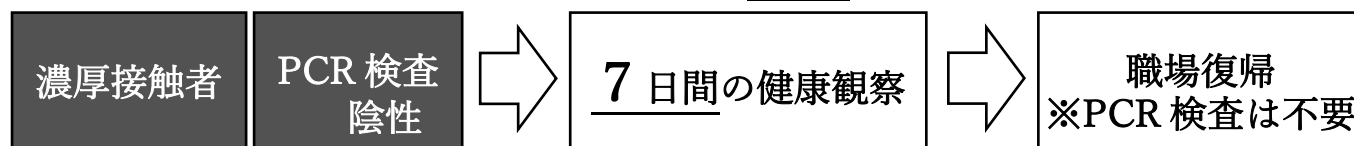
聞き取り調査や今後の対応等、保健所の指示に従う



3. 接触者の PCR 検査

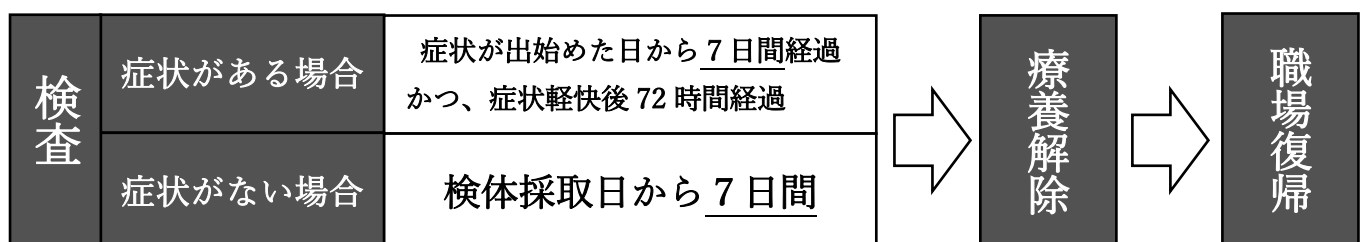
①保健所が検査を必要と判断した方に PCR 検査を実施

②濃厚接触者は、感染者との最後の接触から 7 日間は出勤停止



※濃厚接触者ではない検査対象者は、PCR 検査の結果が陰性であれば就業可能

4. 職場への復帰について



コロナ感染等で休業したとき

			労働基準法	健康保険法	労災保険法	雇用保険法
従業員の状態	出勤	PCR 検査	休業手当	傷病手当	休業補償	雇用調整助成金
風邪の症状や 37.5 度以上の熱	出勤 停止	陰性	△	△	×	○
		陽性	×	○	○	×
濃厚接触者	出勤 停止	陰性	△	×	×	○
		陽性	×	○	○	×

○：支給 ×：不支給 △：条件に該当すれば支給

・休業手当

使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合に平均賃金の 60%以上を支給

会社の判断で休業させる場合 → 休業手当の支払い必要

従業員が自主的に休む場合 → 休業手当の支払い不要

・傷病手当

業務外の事由による病気やケガのため連続する 3 日以上労務に服することができない場合に支給

感染したため休業させる場合 → 傷病手当支給

症状があり PCR 検査が陰性の場合 → 陰性が判明するまで傷病手当支給

・休業補償

業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養のため休業する場合に平均賃金の 80%を支給

業務中のコロナ感染により休業させる場合 → 休業補償支給

・雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では以下の条件を満たす事業主が対象

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近 1 ヶ月間の売上高または生産量などが前年同月比 5 %以上減少している
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

※職場復帰に関する書類は、お住いの区の保健センターにお問合せください